

第1回大館市・田代町合併協議会会議録

日 時： 平成16年 3月 2日 (火) 午後1時30分

場 所： 大館市立中央公民館 2階視聴覚ホール

会議の次第

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 正副会長、委員、監査委員、幹事及び事務局職員の紹介
4. あいさつ
5. 合併協議会設置に至る経過について
6. 議 題
 - (1) 報 告 1
 - 報告第1号 大館市・田代町合併協議会規約
 - 報告第2号 大館市・田代町合併協議会規約等に関する確認書
 - 報告第3号 大館市・田代町合併協議会諸規程
 - 大館市・田代町合併協議会幹事会規程
 - 大館市・田代町合併協議会専門部会規程
 - 大館市・田代町合併協議会分科会規程
 - 大館市・田代町合併協議会事務局規程
 - 大館市・田代町合併協議会財務規程
 - 大館市・田代町合併協議会報酬及び費用弁償規程
 - (2) 協 議
 - 協議案第1号 大館市・田代町合併協議会会議運営規程案
 - 協議案第2号 平成15年度大館市・田代町合併協議会事業計画案
 - 協議案第3号 平成15年度大館市・田代町合併協議会予算案
 - 協議案第4号 平成16年度大館市・田代町合併協議会事業計画案
 - 協議案第5号 平成16年度大館市・田代町合併協議会予算案
 - 協議案第6号 新市建設計画の作成方針案
 - 協議案第7号 合併協定項目の調整方針案
 - (3) 報 告 2
 - 報告第4号 大館市・田代町合併協議会会議傍聴規程
 - (4) 提 案 (次回協議事項)
 - 協議案第 8号 合併の方式について
 - 協議案第 9号 合併の期日について
 - 協議案第10号 新市の名称について
 - 協議案第11号 新市の事務所の位置について
7. その他
8. 閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長	小 畑 元				
副会長	吉 田 光 明				
委員	伊 藤 毅	中 村 弘 美	畠 沢 一 郎		
	荒 川 邦 隆	岩 淵 吉三郎	佐 藤 照 雄		
	虻 川 景 一	齋 藤 惠 子	中 田 直 行		
	小笠原 豊	高 坂 清 子	佐 藤 信 行		
	石 井 護				
監査委員	浅 野 允	古 家 哲			
幹事長	佐 藤 忠 信				
副幹事長	田 村 正 己				
幹事	長 岐 利 堅	工 藤 堅 成			
事務局長	齋 藤 誠				
事務局次長	松 田 博	小 林 浩			
事務局職員	本 多 恒 博	竹 村 邦 人	鳥 潟 幸 男	工 藤 学	

欠席者氏名（敬称略）

なし

会議経過

午後 1 時 30 分 開 会

司会 大館市田代町合併協議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、合併協議会事務局の小林でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第に従い進めさせていただきます。はじめに、会長から委員の皆様へ委嘱状の交付を行います。会長が皆様の前にまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に委員の方々への交付です。石井護様。伊藤毅様。中村弘美様。畠沢一郎様。日景景一様……
虻川景一様、大変失礼いたしました。齋藤恵子様。中田直行様。佐藤信行様。高坂清子様。小笠原豊様。佐藤照雄様。岩淵吉三郎様。荒川邦隆様。

次に監査委員へ交付を行います。浅野允様。古家哲様。

以上をもちまして、委嘱状の交付を終わります。

司会 続きまして、正副会長、委員、監査委員、幹事及び事務局職員をご紹介申し上げます。

最初に会長の小畑元大館市長です。次に副会長の吉田光明田代町長です。

次に委員の方々です。石田護秋田県北秋田地域振興局長です。伊藤毅大館市議会議長です。荒川邦隆田代町議会議長です。中村弘美大館市議会議員です。畠沢一郎大館市議会議員です。岩淵吉三郎田代町議会議員です。佐藤照雄田代町議会議員です。

次に学識経験委員の方々です。虻川景一委員です。齋藤恵子委員です。中田直行委員です。小笠原豊委員です。高坂清子委員です。佐藤信行委員です。

次に監査委員の方々をご紹介いたします。浅野允大館市代表監査委員です。古家哲田代町代表監査委員です。

続いて幹事を紹介いたします。幹事長の佐藤忠信大館市助役です。副幹事長の田村正巳田代町助役です。幹事の長岐利堅大館市企画部長です。同じく工藤堅成田代町総務課長です。

最後に事務局職員を紹介いたします。事務局長の齋藤誠です。事務局次長の松田博です。秋田県合併支援室からの派遣職員でございます。係長の本田恒博です。主任の竹村邦人です。主任主事の鳥潟幸男です。主任主事の工藤学です。臨時職員の奈良朱美です。そして私は事務局次長の小林浩でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

司会 次に正副会長からご挨拶を申し上げます、最初に小畑会長からお願いいたします。

小畑 元会長 第 1 回大館市田代町合併協議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはご多忙にもかかわらず委員就任をご快諾賜りまして、心から御礼申し上げたいと思います。

さて、昨今長期にわたります大変な社会情勢、経済情勢の中で、地方自治体の財政事情は、かつて先達が経験したのものとは全く異なる、極めて厳しい事態に直面しております。住民に密着する市町村はこのような厳しい状況の中でも、急速に進行する少子高齢化や、人口減少等、高度化、複雑化する、数多くの行政課題に、的確に対応し、自らの意志で将来ビジョンを作り上げ、政策を選択しながら、

豊かな地域の実現を目指していかなければなりません。大館市と田代町では、こうした情勢や地域の将来を見据えた上で、合併の効果を最大限に出して、安定した自治体を維持し、将来も安心して暮らせるまちづくりをしていこうということで、任意合併協議会を設置し、合併を目指して、様々な角度から、検討、協議を続けてきたところでございます。

本日、大館市、田代町両議会のご理解のもとに「大館市田代町合併協議会」が発足し、今後、合併成功を目指して、本格的な協議を重ねてまいることになりました。大館市と田代町のこの決断が、両地域の豊かな未来に大きく繋がっていくものと確信いたしております。委員の皆様のお知恵を拝借いたしまして、大館と田代、それぞれの地域の特徴を活かしながら、地域全体が一体となって発展できる、魅力溢れる、力強い新市を目指したいと考えております。皆様には大変なご苦勞をお掛けすることとなりますが、どうぞよろしくご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 続きまして、吉田副会長からお願いします。

吉田光明副会長 一言ご挨拶申し上げたいというふうに思います。先ず、何よりもここに立たせていただいております、大変緊張させていただいております。委員の皆様方も緊張しておるのではないかな、というふうに思います。と、申しますのも、この合併協議会で、これから決めていくひとつひとつの事が、大館市民に、そしてまた、田代町民の将来と申しますか、未来と申しますか、それを決定付けていくといったふうになるわけですから、大変責任が重いという感じがしておるところでございます、そうした意味で、緊張しております。

一昨年九月、大館市長を交えながら私ども各市、町を司る者たちが集まりまして、合併について話し合った事もございました。そしてまた、今日は、いろいろとメディアもいらっしゃいますけれども、商工会議所を中心とする経済団体の中から、合併についてお話が出てきましたし、両議会においてもそういうことで、議会の立場として、合併を推進すべき、というようなお話もいただきました。そうした中で任意協議会を立ち上げまして、やっとこの合併協議会に到達したという気がいたしております。これも全て私ども大館市民そしてまた田代町民の将来見据えての結果というふうに思っております。この合併協議会を経て、さまざまなことを見ながら、大館市そしてまた田代町の住民のために素晴らしいまちづくりをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

そうした意味におきまして、委員の方々始め、監査員の方々、そしてまた事務局さらには、1市1町の市の、町の職員の方々、そういう方々の力を合わせて、住民が望むまちづくりのために邁進していかなければならないというふうに考えておるところでございますので、どうぞ、先ほど何回も申し上げましたように委員の方々には特段のご協力とご指導を賜りますよう、切にお願い申し上げたいというふうに思います。

重ねて申し上げますけれども、この会の行方が大館市民、田代町民の未来をどうすべきかという事を決めていくということになるわけでございますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

第1回の合併協議会の開催にあたりまして、皆様方に切にお願いを申し上げながら、ご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

司会 ありがとうございます。ここで次第5「合併協議会設立に至る経過について」事務局から説明いたします。

事務局 それでは合併協議会設立に至る経過についてご説明を申し上げたいと存じます。恐れ入りますが、次第綴りの、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。そこに書いてあります通りに順を追ってご説明を申し上げたいと存じます。

最初に平成14年の4月11日ですが、大館市と比内町、田代町で、大館圏域合併研究会を開催してございます。第1回目の研究会を開催してございます。それから11月1日にはこの研究会が合併に関するアンケート調査及びパンフレット、合併に関するパンフレットを配布してございます。

それから11月13日には、先ほど田代町長さんからもお話ございましたように、大館まちづくり協議会、商工会議所など、諸団体が2市3町の市長と議長に市町村合併に向けた任意の協議会設立を働きかける陳情書を提出してございます。

これを受けまして、12月26日、27日、大館市長が鹿角市長、それから比内町長、田代町長及び小坂町長に対して任意合併協議会への参加を要請してございます。

年が明けまして、1月21日、15年の1月21日に、鹿角市長から大館市長に対しまして、任意合併協議会には参加しない旨の回答がございました。

それから1月27日に田代町長さんの方から、大館市長に対しまして、任意合併協議会の設立に賛同し、参加する旨の回答がございました。

1月26日には小坂町長さんから、大館市長に対しまして、任意合併協議会への参加について、回答を2月末までに延期して欲しい旨の連絡がございました。

それから1月31日には、比内町長さんから大館市長に対しまして、任意合併協議会への参加について、回答を2月中旬まで延期する旨のご連絡がございました。

それから2月12日に、ちょっと失礼しました。先ほどの小坂町長さんからの延期の要請とございましたが、1月28日でございます。日にちを間違えてお読みしたようです。大変失礼いたしました。

それから、下の方にまいります。15年2月12日でございます。比内町長さんから、大館市長に対しまして、2市3町による任意合併協議会の設立に賛同し、参加する旨の回答が寄せられました。

2月27日には小坂町長さんから大館市長に対しまして、任意合併協議会への参加について、現時点では見送るというふうな回答でございました。

3月の4日、5日でございます。大館市長が田代町長、比内町長を訪問して、1市2町による任意合併協議会を設置したいということで、参加を要請しまして、鹿角市、小坂町の見送るという旨の回答を得まして、3月の4日、5日に大館市長が田代町長、比内町長を訪問して、1市2町による任意合併協議会の設置の要請をしてございます。

それを受けまして、3月14日に田代町長さんの方から、参加したいという望みがございまして、大館市・田代町任意合併協議会設置に向けての準備会を設立してございます。

それから15年3月31日には比内町長が大館市・田代町任意合併協議会設置準備会へ参加する旨の回答を、5ページの方に移りますが、4月1日には大館市・比内町・田代町・任意合併協議会設置準備会が設立されてございます。大館市役所内に事務所を設けて、準備会が設置されました。

続いて6月19日には小坂町長が大館市・比内町・田代町任意合併協議会へ参加する旨の回答がございました。これを受けまして、15年7月14日に第1回大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会が設立されて、県からは合併重点支援地域に指定されてございます。

第1回目の会議は大館の広域交流センターで開催されてございます。

それから8月の25日は第3回の大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会が開催されてございます。これは比内町役場で開催されてございます。

それから 15 年 9 月 12 日には任意合併協議会正副会長会議が大館市役所で開催されてございます。4 市町の首長さん達が、合併協定基本項目について協議をされてございます。

それから、15 年 9 月 24 日には第三回大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会が田代町の総合開発センターで開催されてございます。

それから 15 年 12 月 26 日でございますが、第四回大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会が中央公民館で開催されまして、比内町と小坂町が任意合併協議会からの退会を申し出まして、承認されてございます。

この後に大館市と田代町で任意合併協議会を継続していくという旨の確認をさせていただいたと。

それから年が明けまして、16 年 1 月 19 日に大館市、田代町の首長議長会議が開催いたしております。大館市役所で開催されまして今後の運営等について協議されてございます。

それから 1 月 23 日には第五回の大館市・田代町任意合併協議会が開催されてございます。これは田代町役場で開催されました。

それから 16 年 2 月 3 日、第 6 回大館市・田代町任意合併協議会が大館市の中央公民館で開催されまして、大館市議会、田代町議会に合併協議会の設立に係る規約、それからお願いをするという、規約を呈しながらお願いをするという形の協議が整ってございます。

そして 16 年 2 月 17 日、大館市議会、田代町議会において合併協議会の設立に関する議決が出されてございます。

そして同日午後からでございますが、合併協議会設立に対して大館市長と田代町長が、大館市議会議長それから田代町議会議長の立ち会いのもとに、署名式を行ってございます。以上がこれまでの経緯でございます。

司会 続きまして本日の会議に入りますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数を報告いたします。

本日は委員全員の出席であり、協議会規約第 11 条の規程により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

会議の前にお願いでございますが、議事録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際には、挙手の上、指名をされてから、マイクを使用してご発言くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは協議会規約第 11 条第 2 項の規程に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

議長 それでは会議に入りたいと思います。会議次第に従いまして、(1)「報告 1」を開いていただきます。報告第 1 号から報告第 3 号までを一括して報告をお願いしたいと思います。事務局。

事務局 はい。ちょっと長くなるものですから、座ったままで失礼させていただきます。皆様のお手元にお配りしてございます、「報告第 1 号 大館市・田代町合併協議会規約」と書いた綴りをご覧くださいと存じます。

最初は「報告第 1 号大館市・田代町合併協議会規約」についてご報告を申し上げたいと存じます。

これにつきましては、先ほどご説明申し上げましたように、第 6 回の任意合併協議会において、大館市議会、田代市議会、それぞれの議会の合併協議会設立に対する議決をお願いした際に、規約として示したものでございます。

それでは 2 ページをご覧くださいと存じます。

内容についてご説明を申し上げさせていただきます。大館市・田代町合併協議会規約でございます。

第1条については、設置についてでございますが、大館市、田代町は地方自治法第252条の2第1項「及び市町村の合併特例に関する法律」第3条の第1項の規程に基づき、合併協議会を置く、としてございます。これにつきましては、条文につきましては、地方自治法252条の2第1項というのは、普通地方公共団体は協議により規約を定め、普通公共団体の協議会を設ける事ができる、という規程でございます。それから合併、市町村の合併の特例に関する法律、これにつきましては一般に「合併特例法」といわれてるものでございますが、この3条第1項につきましては、市町村の合併をしようとする市町村は市町村の建設に関する基本的な計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くということ、という根拠の条文を示しながら、設置することを規定してございます。

それから第2条は名称についてうたってございます。合併協議会は大館市・田代町合併協議会と称するというものであります。

第3条は所掌事務でございます。合併協議会の所掌事務は1号にありますように1市1町の合併に関する協議、それから2号といたしまして新市建設計画の作成。それから1市1町の合併に関し必要な事項とされてございます。

事務所ににつきましては第4条で協議会の事務所は大館市役所に、としてございます。

それから、組織につきましては分会は無いことで、会長及び委員を以て組織する、という事でございます。

それから第6条では会長は1市1町の長の協議により、1市1町の長のうちからこれを選任する、ということございまして、事前に協議がなされてございまして、大館市長が会長となっております。副会長は7条でございますが、協議会に副会長を1人置くいう事でございまして、これにつきましても、田代町長が副会長になることが決定しております。

それから第8条でございますが、委員について規程がございます。第1号は、1市1町の長、これは会長に選任されたものを除く者が1人、それから、第2号には1市1町の議会の議長、議会がそれぞれ推薦する議員2名、合わせて6名でございます。それから3号は学識経験を有する者であって1市1町の長がそれぞれ定める者、各3名、合わせて6名。それから学識経験を有する者であって、1市1町の長は協議によって定めるものと、これは協議において秋田県北秋田地域振興局長さんをお願いするという事になっております。委員は14名、会長を入れて15名の構成でございます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。

第9条は会長及び副会長の職務をうたってございます。

それから、第10条は会議についてうたってございますが、協議会の会議は会長がこれ招集する、となっております。第2項では、会長は委員の3分の1の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない、とございます。それから第3項では、会議の開催時、及び開催場所は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない、とございます。

それから、第11条、会議の運営でございますが、会議は在任委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない、とございます。

それから2項では会長は、会議の議長となる。3項には会議の議事その他会議の運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮り別に定める、ということでございます。これにつきましては協議案に提示させていただきます。

それから第13条に小委員会についてうたってございます。所掌事務を行うために、調査、審査を行うために、協議会に小委員会を置くことができる、としてございます。後ほど予算の段階で説明したいと思っておりますが、4委員会を置けるように予算を組んでございます。

それから、第 14 条では幹事会及び専門部会を規定してございます。会議に付すべき事項の検討及び調停を行うため、協議会に幹事会を置く、としてございます。第 2 項では所掌事務を専門的な検討及び調整を行うために、幹事会に専門部会を置くとして規定してございます。

それから、15 条は事務局について規程してございます。協議会の事務を処理するために協議会に事務局を置くということにしてあります。

それから第 16 条は経費についてでございます。協議会の運営に要する経費は 1 市 1 町の負担金その他の収入をもってこれに充てるとしてございます。それから 2 項では前項の負担金の額は 1 市 1 町の長が協議によりこれを定めるということでございます。協議の内容につきましては後ほどご紹介申し上げたいと思います。

それから協議会の会計年度は公共団体の会計年度とする、ということについてでございます。

財務に関すること、事項につきましては 17 条でうたっておられるとおりです。

18 条では監査について規定してございます。協議会の出納の監査は 1 市 1 町の代表監査委員を協議会の監査委員として委嘱することによりこれを行う。2 項では監査委員は前項の監査を行った時は、その結果を幹事長に報告しなければならない、ということでございます。

それから 19 条については報酬及び費用弁償についてでございます。協議会の委員、及び監査委員は報酬を受けることができる。2 項では協議会の会長、委員、及び監査委員はその職務を行うために費用の弁償を受ける事ができるという事でございます。

それから 20 条では協議会が解散した場合の処置としまして、協会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日を以て打ち切り、会長であったものがこれを決算するというという記述でございます。

それから附則でございますが、この規約は 1 市 1 町の長が協議によって定める、それから施行するという事になってございます。以上ご紹介しました。本日が施行日となってございます。

それから第 5 ページをご覧いただきたいと思えます。

縦長の A3 の用紙がございまして、ここには組織図を掲げてございます。

一番左の上にもございまして、ただいま申し上げましたように、合併協議会の組織は 15 人となっております。

それから、右側には、市長町長会議を設ける、ということになってございます。

それから、その下には小委員会がございまして。小委員会については後ほど紹介しますが、規約の第 13 条によって、小委員会を置くことができる、と規定してございます。

それから合併協議会のすぐ下には幹事会を設ける事になってございまして、幹事会は 4 人の幹事長、副幹事長、それから幹事の 4 人で組織してございます。

それから事務局については 9 人で組織するという形にとってございます。

それから下の方でございますが、専門的な調査、検討を行うために、専門部会、それから分科会を用意してございます。後ほど詳しくご説明を申し上げますが、14 の専門部会、それから 40 の分科会を実際に現在、任意合併協議会の中で置いて、作業を始めてございます。それを引き継いだ形で合併協議会においても、この形式でやっていく、という事にしてございます。

それから急いで申し訳ございませんが、続きまして 6 ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第 2 号でございます。

「大館市・田代町合併協議会規約などに関する確認書」でございます。これにつきましては大館市長と田代町長が合併に関する署名をした際に、確認書にも署名をいただいております。その内容に

ついて報告を申し上げたいと存じます。

7ページをご覧いただきたいと存じますが、「大館市・田代町合併協議会の規約等に関する確認書」でございます。大館市と田代町は大館市・田代町合併協議規約中、1市1町の長が協議して定める事項、その他確認を必要とする事項について、下記のとおり協議し、確認したとございます。

最初に1市1町の長が協議して定める内容としまして、一番最初には「会長の選任について」。会長には小畑元大館市長、副会長には吉田光明田代町長を選任した、とございます。

次に2「委員の選任について」とございますが、1市1町の長が協議して定める学識経験者として、県の北秋田地域振興局長さんをお願いしてございます。

それから3番目には「事務局の事務に従事させる職員について」でございます。先ほど申し上げました通り、7名の職員でございますが、その他に事務補助として臨時職員をお願いしてございます。1名増えた形をお願いしてございます。16年度からは2名になる予定でございますが、予算でお願いする、というものでございます。

それから4点目につきましては、「1市1町の負担金の額について」でございます。これにつきましては、1市1町の負担金の額は、1市1町が負担すべき経費総額の4割を均等割とし、残額、残りの6割でございますが、残りの6割につきましては、平成12年国勢調査による人口割として、それぞれ算出した額とする、としてございます。この場合において、国の合併準備補助金がある場合は、その額を差し引いた額の4割を均等割として、残額を、6割については人口割として算出するという事にしてございます。

次に、確認してございますのは県の職員の派遣経費にかかる負担でございます。これにつきましては、任意合併協議会ではなくて、それぞれの母体において負担してもらう、という事にしてございますが、ここでいったん確認していただきました。派遣については、大館市で派遣を受けた形にしまして、その応分の額を田代町からいただいて、大館市が県の方に支払う、という形をとってございます。負担すべき額の総額の4割を均等割として、残りの6割については人口割とする、というふうに考えてございます。

それから5番目としまして「規約の施行日について」でございますが、規約の施行日は平成16年3月2日、本日ということで確認いたしてございます。

それから「会長が定める事項」としまして「協議会に属する現金を預ける金融機関について」でございますが、これについては大館市、田代町ともに地域指定金融機関でございます秋田銀行大館支店をお願いする、ということにしてございます。

それから9ページでございますが、「その他の事項」としましては、「市長町長会議の開催について」。

それから8番目として、「委員、監査委員の公務災害補償制度の適用について」の確認でございます。公務災害の保証につきましては、委員の方々、それから監査委員の方々については、それぞれが属する市長の公務災害補償制度を適用するものでございます。

それから9番目には「臨時職員の身分について」、それから10番目としましては規約・規定等で「会長が定める（指定する）」事項の取扱いについての記述がございまして。

10ページでございますが「確認内容の変更について」でございますが、変更を生じた場合は協議の上、確認書を取り交わすということで、この確認書は平成16年2月17日にそれぞれの署名によって確認されてございます。以上でございます。

それから、次に11ページでございます。報告第3号でございますが、大館市・田代町協議会の諸規程についてでございます。

12 ページをご覧くださいと思います。

規約によって、会長は別に定めるという規程がございますが、その規程を受けまして、この6つの規程を定めてございます。

最初は13ページでございますが、「大館市・田代町合併協議会幹事会規約」にございます。趣旨にございますように、協議会規約14条第3項で、「幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項は会長が定める」という根拠の元に定めたものでございます。

2条は所掌事務でございますが、所掌事項につきましては協議会の会議に付すべき事項の検討及び調整に関する事、といった形です。本日提出されました書類につきましてもすべて幹事会を経て、幹事会の了解の元に委員の皆様にお配りするものでございます。

それから第2号では、協議会の運営に関して必要な事項について協議するというふうになってございます。それから組織でございますが、幹事会は別表に掲げる職にあるものを幹部とする、ということでございますが、別表は14ページに載ってございます。大館市助役、田代町助役、大館市企画部長、それから田代町総務課長この4人で幹事会を組織されてございます。役員につきましては、幹事長1人、副幹事長1人ということになってございますが、これにつきましては大館市助役が幹事長、田代町助役が副幹事長という形で決まっております。

それから、次に15ページでございますが、15ページは大館市・田代町合併協議会専門部会規程でございます。その規約で専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は会長が定める、ということを受けまして、大館市・田代町合併協議会専門部会に関し定めたものでございます。

第2条の所掌事務でございますが、専門部会は大館市・田代町合併協議会幹事会の幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、専門的に検討及び調整を行うものとする、ということになってございます。それから組織としまして、専門部会は別表専門部会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係部課長等の欄に掲げる職にある者を委員として組織する、ということでその専門部会には、部会長1人、副部会長1人を選任してございます。

それから7条でございますが、分科会について規定してございます。専門部会の所掌事務の詳細について、調査、検討及び調整を行うために専門部会に分科会をおく、という規程でございます。

それでは16ページをご覧くださいと存じます。ここに専門部会の組織をうたっております。専門部会は先ほどご紹介申し上げましたように、左に書いてあります通り、14の専門部会でございます。そして、専門部会に所属するものとしましては大館市、田代町それぞれ、ここに掲げてある職にある者が、それぞれの部会に属する、という形をとっております。例えば企画部会ですと、大館市の場合は企画部長、建設部長、企画振興課長、電算情報室長、都市開発会長、それから資源リサイクル対策室長、という形になってございますが、これは建設部長と都市計画課長が入っておりますのは、バスの対策につきましては、大館市の方でこちらの方の関係課という事で、入っているわけでして、田代町の場合は総務課長さんという形になってございます。

次に17ページでございます。17ページは「大館市・田代町合併協議会分科会規程」でございます。先ほどの専門部会規程第7条第1項の規程によって分科会に対し必要な事項を定めるためにこの規程を設けてございます。

第2条は所掌事務でございます。分科会は、大館市・田代町合併協議会専門部会の部会長の指示を受け、大館市・田代町合併協議会規約第3条各号に掲げる事務について、専門的に調査、検討調整を行うものとする、でございます。

組織としましては、別項に定めるものでございますが、第2項で分科会には分科会長、それから副

分科会長 1 人ずつ、となっております。

18 ページ 19 ページが組織でございます。各専門部会の下にそれぞれ分科会が置かれてございまして、14 の専門部会の下に 40 の分科会が置かれて、これは任意合併協議会からもうすでに調整作業に入っております。

それから 20 ページでございます。20 ページにつきましては「大館市・田代町合併協議会事務局規程」でございます。これにつきましては規約の 15 条第 3 項の規程によって、事務局に関して、必要な事項を定めたものでございます。事務局の所掌事務それから職員、それから職員の職務、会長の決裁事項、専決事項、代決、それから文書の取り扱い、公印、それから職員の給与等について規定してございます。

別表 23 ページでございますが、23 ページに公印を会長印と、それと事務局長印の二つをおくという形にしております。

次に 24 ページでございますが、24 ページは「大館市・田代町合併協議会財務規程」でございます。この規程につきましては、規約の 17 条に基づいて協議会の財務に関して必要な事項を定めたものでございます。

第 2 条では歳入、歳出、予算について定めてございます。

第 3 条は補正予算の取り扱いでございます。第 4 条には歳入歳出予算の区分について定めております。

第 5 条につきましては出納、現金の保管の方法について定めてございます。

それから、第 6 条は出納員。第 7 条は決算等について掲げてございまして、それから第 8 条には収入及び支出の手続きについて定めたものでございます。

別表につきましては 26 ページにございます。

歳入歳出予算に対して説明申し上げますが、歳入、歳出それぞれこのような科目に区分してやっている、ということにしております。

それから 27 ページでございますが、27 ページは「大館市・田代町合併協議会報酬及び費用弁償の規程」でございます。これは規約の第 19 条第 3 項の規程に基づきまして、協議会の会長及び監査委員の報酬及び費用弁償の額の支給方法に関して必要な事項を定めたものでございます。第 2 条は報酬について定めるものでございますが、報酬として月額 5,000 円を支給する、としてございます。それから費用弁償につきましては会議に出席した委員は費用弁償として、バス代に相当する額を支給する、ということにしております。支給方法につきましては会長の属する市の例による、ということにしております。

以上規約に基づく規程 6 件についてご報告申し上げましたが、これにつきましては規約と同じく本日から施行するというにしております。

以上報告第 1 号から第 3 号までご説明を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 ただいま事務局からご報告がありました、報告第 1 号から報告第 3 号までにつきまして、何かご質問等ございましたら、発言をよろしくお願ひします。ございませんか。

「なし」の声

議長 特にないようですので、会議次第(2)「協議」に移りたいと存じます。

協議案第 1 号「大館市・田代町合併協議会会議運営規程案」について事務局から説明をお願いしま

す。

事務局 はい。恐れ入ります、28 ページをご覧くださいと存じます。

協議案第 1 号、大館市・田代町合併協議会会議運営規程について載せてございます。

29 ページをご覧くださいと存じます。

この規程は、大館市・田代町合併協議会規約第 11 条第 3 項の規程に基づき、協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする、ということでございます。先ほどの規約で会長が協議会に諮り定めるというものに基づく規程でございます。

第 2 条は基本方針についてうたっております。会議は公開を原則とする。第 2 項では会議の運営は公平かつ公正にこれを行わなければならない。第 3 項では協議会の委員は効率的かつ円滑な会議の運営に協力しなければならない、と規定しております。

第 3 条では会議の開閉等でございますが、会議の開会、閉会は、議長がこれを宣告する、ということでございます。委員は議長の許可を得た後発言するということにしております。会議の進行でございますが、会議の進行は、会議の議事は、全会一致をもってこれを進めることを原則とする、としてございます。ただし、十分な議論を尽くした上で、なお意見が分かれた場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の同意をもってこれを進めるとして、とございます。

第 5 条は会議録についての規程でございますが、第 2 項に、会議録には委員 2 名が署名するものとし、当該署名する委員は、議長が会議においてこれを指名する、とございます。

それから第 6 条では会議録の公開についてでございますが、会議録及び会議資料はこれを公開する、とございます。

それから第 7 条は傍聴についてうたっております。会議はこれを傍聴することができる、ということで、傍聴に関し必要な事項は会長が別に定めるということでございます。

それから第 8 条は、規律についてうたっております。それでこの規程は規約の施行の日から施行する、ということで本日から施行されるということになっております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします、どうぞ。

議長 特にないようですので、それでは協議案の第 1 号でありますけれども、原案の通り承認することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご異議がないようですので、協議案第 1 号は原案の通り承認されました。

ただいま、大館市・田代町合併協議会会議運営規程が承認されましたので、ここで、この規程第 5 条の第 2 項の規程に基づきまして、本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。大館市の中村弘美委員、田代町の岩淵吉三郎委員をお願いしたいと思います。どうかよろしく願い申し上げます。

それでは次に、協議案第 2 号「平成 15 年度大館市・田代町合併協議会事業計画案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。恐れ入ります、30 ページをご覧くださいと存じます。

協議案第2号、「平成15年度大館市・田代町合併協議会事業計画案」でございます。

31ページをお開きになっていただきたいと思います。

「平成15年度大館市・田代町合併協議会事業計画案」でございます。平成15年度の計画、この1ヶ月でございますが、この間に4つの協議をする、ということで進めたいと思っております。最初に協議会の開催でございます。合併協定項目の協議をしていただくというものでございます。

それから2番目としまして幹事会、専門部会、分科会の開催をしたいということです。協議案件の検討及び調整を行うこと、事務事業の一元化の調整を行うことにしてございます。

それから3点目につきましては、住民への情報提供及び啓発ということで、合併協議会広報誌の発行と、それから協議会のインターネットホームページの開設をしておきたい、本日の会議資料も全てホームページで公開することにしてございます。その他としまして、電算システムの統合の推進、それから例規統合作業の実施、ということにしてございます。

それから次のページでございますが、こちらのA3でございます。15年度、16年度を含めた法定協議会のスケジュールを出してございます。このように進めたいという形に事務局としてはまとめてございますが、15年度については3月に1回、協議会を開催していただく、ということになっておりますが、協議会の開催につきましては8月までで協定の項目を決定していただいて、9月には合併の調印式を行いながら、合併の議決をそれぞれの議会にお願いしたいというふうに考えてございます。

それから県に提出としまして、県で12月の議会で決定していただいて、現時点での合併特例法の期限であります、平成17年度3月までに合併するというスケジュールを組んでございます。

以上15年度の事業計画についてご説明を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございましたら、発言をお願いいたします。ございませんか。

「なし」の声

議長 特にないようですので、この協議案第2号を原案のとおり決する事にご異議ございませんか。

「なし」の声

議長 ご異議なしと認め、協議案第2号は原案の通り承認されました。

次に、協議案第3号「平成15年度大館市・田代町合併協議会予算案」について、事務局からの説明を求めます。

事務局 はい。33ページをお開き下さい。

協議案第3号、「平成15年度大館市・田代町合併協議会予算案」についてでございます。具体的な中身としましては38ページをお開きいただきたいと思います。

歳入は繰入金がございます、任意合併協議会からの繰入金160万円を予定してございます。それから2款1項1目としまして諸収入、雑入でございますが、預金利子を1,000円見込んでございまして、合わせて160万1,000円の予算でございます。

続きまして39ページでございますが、歳出でございます。

歳出、1款1項1目、総務費の会議費についてでございますが、1節は報酬でございます。これは協議会の委員の報酬5,000円の12名分、2回分ということでみてございます。これは会長、副会長、

それから県の地域振興局長さんを除いた 12 名の委員の報酬を見込んだものでございます。

それから、9 節、旅費でございます。1 万 7,000 円でございます。同じく会議出席の費用弁償を見込んだものでございます。

それから 11 節、需用費でございます。消耗品につきましては、各資料のファイル、後で皆さんにお渡しいたしますが、ファイルを購入するということを見込んでおります。食糧費につきましては会議のお茶代を見込んでございます。

それから通信運搬費につきましては、委員の皆様には資料を送付する通信運搬費を見込んだものでございます。それから委託料でございますが、委託料は本日の会議の会議録作成の委託料として 4 万 6,000 円を見込んでございます。

それから事務局費でございますが、事務局費につきましては、共済費、これにつきましては臨時職員の賃金にあたる、雇用保険料の事業主負担分でございます。

それから 7 節は賃金、臨時職員の賃金 9 万 6,000 円を見込んでございます。

それから 9 節の旅費につきましては、臨時職員の秋田での会議の際の旅費を見込んでございます。それから需要費でございますが、消耗品費につきましてはコピー代とか食器購入費、それからコピーのトナー代、プリンターのトナー代等を見込ませていただいております、26 万 3,000 円。

それから食糧費に関しては来客用のお茶代 3,000 円を見込ませていただいております。それから通信運搬費につきましてはインターネットの回線使用料等で 1 万 4,000 円でございます。

それから備品購入費につきましては会長印、事務局長印、1 万 5,000 円の 2 つの消費税として 3 万 2,000 円を見込んだものでございます。

それから事業推進費でございますが、事業推進費の 11 節需用費、印刷製本費でございますが、これは合併協議会だより、大館市・田代町の全世帯数分の 2 万 9000 部を見込んで、74 万 7,000 円。

それから 13 節、委託料につきましては 15 万 6,000 円、右に書いてございますようにホームページの、法定協になったときに修正する作業代ということでございます。それから 3 款 1 項 1 目、予備費は 10 万円を見込ませていただきました。

以上、予算案についてご説明申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

議長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いいたします。どうぞ。ないようですので、それでは協議案の第 3 号でございますけれども、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご異議なしと認め、協議案第 3 号は原案の通り承認されました。

次に協議案第 4 号「平成 16 年度大館市・田代町合併協議会事業計画案」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。綴りの 41 ページでございます。

協議案第 4 号、平成 16 年度大館市・田代町合併協議会事業計画案でございます。内容につきましては 42 ページをご覧いただきたいと存じます。

平成 16 年度大館市・田代町合併協議会事業計画案でございます。先ほどスケジュールを見ていただきましたが、それに沿った形で進めてございます。

まず 1 つ目は協議会及び小委員会の開催でございます。合併協定項目を協議する。それから合併協

定項目の調査、審議をする、ということにさせていただきます。

それから3つ目としましては幹事会及び専門部会、分科会を含んだ会議の開催でございます。協議案件の検討及び調整を行う、としてでございます。それから事務事業の一元化調整を行うということにさせていただきます。

3番目としまして、新市建設計画の作成でございます。新市建設計画の作成、それから新市建設計画策定小委員会の開催、それから新市建設計画の作成に必要な基礎資料の収集及び調整ということでございます。

4点目につきましては、住民への情報提供及び啓発。合併協議会広報誌の発行、それからインターネットホームページの維持、更新。それから新市建設計画住民説明用資料の作成。

それから、協議会委員、関係市町議員等研修会の開催。これは協議委員及び関係市町議員研修の開催を予定しているものでございます。それから関係市町職員の研修会の開催も予定してございます。

6点目としまして、その他としまして、電算システム統合の推進、それから例規統合作業の実施ということで、6点についてこちらの事業計画でございます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長 ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いいたします。どうぞ。

「なし」の声

議長 特にないようですので、協議案第4号でございますけれども、原案の通り決することでご異議ございませんか。

「なし」の声

議長 ご異議が無いようですので、協議案第4号は、原案の通り承認されました。

次に協議案第5号「平成16年度大館市・田代町合併協議会予算案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは綴りの43ページをご覧くださいと存じます。

協議案第5号、平成16年度大館市・田代町合併協議会予算案でございます。内容といたしましては48ページをご覧くださいと存じます。

歳入についてご説明を申し上げます。まず、1款1項1目、負担金の1節、1市1町負担金についてでございます。負担金の額は1,944万8,000円となっております。そのうち1,000万円については合併支援補助金として、国からそれぞれの母体にくるものでございますので、それを除いた944万8,000円が本来の1市1町の負担金となるものでございまして、均等割、人口割は先ほど申しあげました通り、均等割を40パーセント、人口割を60パーセントとしてございますので、それを合わせますと、大館市の負担が695万4,673円、それから田代町の負担が、249万3,327円ということで、合わせて944万8,000円の負担ということになります。それに国の補助金、1,000万円を合わせた、1,944万8,000円でございます。

それから2款1項1目1節でございますが、これは法定合併協議会支援事業費補助金として県からの補助金でございます。500万円を措置してございます。

それから3款1項1目、繰越金でございますが、これにつきましては前年度の繰越金として10万円を差し引いてございます。この10万円はさきほどご説明申し上げました、予備費を歳入として入

れてございます。

それから4款1項1目、諸収入、雑入でございますが、預金利子を1,000円見込んでございます。

1番下でございますが、繰入金、これについては15年度の予算を措置したもので、廃款という形に計上してございます。

合わせまして2,454万9,000円の予算でございます。

続きまして歳出をご覧いただきたいと存じます。

1款1項1目、総務費の会議費についてご説明を申し上げたいと存じます。1節、報酬148万円でございますが、これは協議会委員の報酬が60万円、10回見込んでございます。それから小委員会委員の報酬としまして、これは合せまして12回見込んでございます。それから協議会監査委員の報酬としまして4回分4万円を見込んでございます。

それから9節、旅費でございますが、これは上の会議に要する費用弁償を見込んだものでございます。38万5,000円になります。

それから需用費でございますが、需用費につきましては、会議のお茶代等を見込んだものでございます。それから役務費は通信運搬費でございますが、これは会議の際の資料の送付につく、通信運搬費を見込んだものでございます。

それから13節、委託料でございますが、これは会議録の作成にかかる委託料としまして、156万2,000円を見込んだものでございます。

それから14節、使用料及び賃借料でございますが、これは会議につきましては通常、公的施設を使うということで予定してございますが、公的施設が使えない場合においては市内のホテル等を借りて開催する場合もありうるということで、入れさせていただいたものでございますが、25万2,000円を予算計上してございます。

それから事務局費でございますが、事務局費につきましては664万1,000円を見込んでおりますが、そのうち4節共済費につきましては2万2,000円、これは臨時職員2人分の雇用保険料事業主負担分でございます。

それから賃金につきましては、臨時職員2名分の賃金205万7,000円を入れさせていただきました。

それから9節につきましては、職員の会議の際の普通旅費でございます。

それから11節需用費でございますが、これにつきましては消耗品費360万9,000円、これはコピー代費、それから書籍購入費、プリンターのトナーその他の消耗品を合わせてみさせていただいたものでございます。

それから食糧費につきましては、来客用のお茶代、12ヶ月分を見させていただきました。

それから役務費につきましては、通信運搬費としましてインターネットの通信回線の使用料としまして16万7,000円。それから手数料としましては、会議の際に白布を使った場合のクリーニング代としまして、5万円を見させていただいてございます。

それから備品購入費65万円でございますが、これは事務局職員用のパソコン代3台分とそれに関するソフトの分として、65万円を計上させていただいてございます。

それから2款1項1目、事業費のうち、事業推進費でございますが、これにつきましては報償費として25万円でございますが、先ほどご紹介ありましたように協議会の委員と、それから議員さんを対象にしまして、研修会を開きたいと思っておりますので、その講師謝礼として20万円、それから職員の研修の講師謝礼として5万円を見込ませて頂いたものでございます。

それから研修会の講師の旅費としまして、21万3,000円を見込んでございます。これは関西方面

からの講師の招聘を考えてございます。

それから需用費でございますが、需用費につきましては食糧費として5万9,000円、これはお茶代でございます。大変失礼しました。5万9,000円、これにつきましては講師の昼食代、それから会食代を見込んでございます。

それから印刷製本でございますが、印刷製本につきましては合併協議会便りの印刷を見込んだものでございます。

それから委託料でございますが、委託料につきましては、809万7,000円を見込んでございますが、新市建設計画作成支援委託料として、616万8,000円でございますが、実際の作成のコンサルの費用としましては236万2,000円程度を見込んでございます。それからその他に新市建設計画の印刷代としまして207万9,000円を見込んでございます。この印刷したのものによって県と協議して、お願いしていくことになるということでございます。

それからその他に印刷代としましては、新市建設計画の概要版の印刷。それは毎戸配付をしたいというものでございますが、これが109万6,000円ほど見込んでございます。

それから住民説明会用のパンフレット作成、これが63万円ほど見込んでおりまして、合わせて615万8,000円でございます。

それから、事務事業一元化の支援用の委託料として、52万5,000円。これにつきましては任意合併協議会から継続して行っているものでございまして、任意合併協議会で同額を見込んで、法定協議会で半分ずつ、という負担でございます。

それから次に新市例規集の支援費用として56万円。それからホームページの作成委託料としまして、84万4,000円を見込んでございます。使用料及び賃借料12万円でございますが、これは研修会の会場の借上費用として、文化会館の借り上げを見込んでございます。

それから3款1項1目、予備費でございますが、25万円を予定してございます。合わせまして2,454万9,000円の予算を予定してございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長 はい。もうちょっと事務局。説明は簡潔にお願いします。

それでは協議案の第5号でありますけれども、事務局より説明がございましたけれども、ご質問ご意見等ございませんか。

「なし」の声

議長 なし、ということですので、それでは、お諮りいたしたいと思っておりますけれども、協議案第5号について、原案の通り決する事でご異議はございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしということで協議案第5号は原案の通り承認されました。

次に協議案第6号「新市の建設計画の作成方針案」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。51ページをご覧いただきたいと存じます。

協議案第6号「新市建設計画の作成方針案」でございます。

大館市・田代町合併協議会規約第3条第2号に基づき、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規程に基づく市町村建設計画の作成方針を、別紙の通り提案する、という事でございます、52ペ

ージをご覧いただきたいと存じます。

新市建設計画の作成方針案でございます。

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律の規程をふまえ、先に策定した「大館市・田代町新市まちづくり構想」を基本として、より具体的な施策を掲げながら、新市の将来の方向性を示すものとして、次のような方針で作成する、ということでございます。

1番が計画作成の目的でございます。本計画は、大館市及び田代町の合併による新市の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上に努めるとともに、地域の均衡ある発展を図り、もって新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とする、としてございます。

2番目は計画の構成でございます。本計画は、新市のまちづくりのための基本方針、これを実現していくための主要事業、公共的施設の統合整理及び財政計画を中心として構成するものとする。

3番目は計画の基本方針でございます。本計画の基本方針は、1市1町の現状を見据え、将来を展望した長期的な視野に立って定めるものとする。

計画の期間につきましては、概ね10年として定めるということにしております。

それから計画作成上の留意点として、次の通り7点ほど挙げさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 はい。協議案第6号について、事務局からご説明ございましたけれども、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。
はいどうぞ。

高坂清子委員 計画作成上の留意事項というところの(5)番、行政区域の拡大により活力の低下が懸念される地域については、その地域の実情に応じた振興策について考慮するとありますが、ただ考慮するというだけでなく、十分に考慮するっていう、ただ考慮するっていうだけでは弱いような気がしますので、十分に考慮するっていう言葉が入ったらどうでしょうか、と思いますけれども。

もう1点あるのですけれども。

議長 順番に行きましょうか。じゃあまず、今の件につきまして、特にご意見ございますか。

「十分に」と入れる、ということでご異議ございますか。

「入れるのは構わない」の声

議長 入れるのは構わない、ということですが。

「十分に」ということで、それではまいりたいと思います。以上、文言を訂正させていただきます。

はい、次、どうぞ。

高坂清子委員 この新市建設計画の作成方針案の中には「新市のまちづくり」という言葉がいっぱい出てきますね。計画作成の目的、計画の構成のところも、計画作成上の留意事項のところにも、「新市のまちづくり」という言葉が出てきますけれども、これを「特色ある新市のまちづくり」という考え方で、いきたいものだな、と思いますですけども、そのへんは「新市のまちづくり」だけでよろしいのでしょうか。どこにでもあるような「まちづくり」ではなく、なんか、「新市のまちづくり」の目玉というようなものを考えて、「特色ある」という、そういう言葉が欲しいと思っております。

議長 ただいま「特色ある」という文言を加えるというご提言なんですけれども、これについてご意見ございますか。

特段ないようであれば「特色ある」という文言を付加する、ということでご異議ございませんか。

ご異議がなければ「特色ある」という文言を追加したいと思います。よろしいですね。他にございますか。

荒川邦隆委員 休憩。

議長 はい、休憩します。

(休憩)

議長 それでは休憩を解きます。

伊藤委員、はいどうぞ。

伊藤 毅委員 この直接、作成方針案の部分とは、直接は絡まないんですがこれを見ていきますと、留意事項の7番で「住民の意見を十分考慮する」とあるんですが、合併協議会のスケジュール表を見ますと、5月に新市建設計画県事前協議そしてまた8月には送付・公表とうたっておりますけれども、この部分をいかに住民の意見をすい上げようというのでしょうか。スケジュール的にももっと細かなスケジュールでないと、なかなか意見の汲み上げと作成という部分が、非常にこう微妙に、かなり遅くなってしまわないかな、と思うのですが、どうでしょうか。

事務局 はい。事務局の方からご説明させていただきます。住民説明の座談会というのはこれまで何度か開催されてございますので、その中で出た分について、汲み上げれるものは、十分に汲み上げていきたいということでございます。

それから、インターネットとかでも入ってきておりますので、そういうものを汲み上げながら、分科会、専門部会で調査しながら汲み上げれるものは汲み上げていきたいと。まあ、市長が実際問題、大館の場合ですと、地域コミュニティについていろいろおっしゃっておりますので、そういう面でも汲み上げ部分はあるんじゃないかと考えております。以上でございます。

議長 はい、伊藤委員よろしいですか。

伊藤 毅委員 期待しております。

議長 期待しているということでありますので、十分に理解してください。他にご意見、ご質問ございませんか。はい。小笠原委員。

小笠原 豊委員 計画作成上の留意事項に関してですが、計画作成の目的の中に「新市の一体化の速やかな確立」と、このような文言がありまして、確かに一体化を速やかに確立するということは非常に重要な事であると思いますが、住民負担などに関しては急激な変化、というのは不満を招きやすいのではないかと思います。ですから住民意識の一体化を損なう要素にもなりうるということとしますので、この留意事項の中に、相互の自治体において、例えば公共料金とか税金など、各々住民負担に水準の差異が認められる場合には、急激な変化を及ぼさないよう、緩やかに均一化していくよう配慮するという趣旨の一文を加えて頂ければと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 ただいまのご提案は留意事項に1項目を入れ、小笠原委員のおっしゃる通り、いろんな意味で負担の軽減、その他様々な事について、十分な時間をとると言ったらいいんでしょうかね、表現としてどういうものか、もう1回教えて下さい。

どういものが1番か、入れるとすれば。

小笠原 豊委員 例えば、今言ったものは、それぞれ公共料金、税金などの住民負担……

議長 ですからね、それをね、いちいちいちいち書いていくとですね、書ききれないんで……

小笠原 豊委員 相互の自治体において差異がある場合は緩やかに均一化していくっていう、急激

な変化を及ぼさないように緩やかに均一化していくというような配慮が欲しいな、というふうに思っています。

議長 配慮が欲しいと。

小笠原 豊委員 まあ、そういうふうな注意事項をもって新市の建設においても取り組んで頂きたいな、と思います。

議長 どういう表現にしましょうかね。

事務局 議長、ちょっとよろしいですか。事務局から大変失礼ですが、54 ページをご覧くださいたいと存じます。合併協定項目の試案の段階です。中ほどの3番に負担公平の原則、この中で使用料、税金、負担金などを激変緩和に配慮しつつ調整する、という形で、合併項目の調整の段階で、これは自主配慮していくという形で採らせていただいております。

議長 どうでしょうか。

今の事務局の提案は、調整方針案に書いてあるので、こちらの留意事項の方には何とかかんとか調整方針を確認するというところでどうかという提案が出ましたけれども。お分かりいただけましたでしょうか。

小笠原 豊委員 確かに54ページの、調整の原則の3番の中に激変緩和に配慮しつつ調整ということが書かれてあるわけですが、調整方針の中にあるというのであれば、例えば、52ページの(3)の合理的で健全な行財政運営を図る、というのも54ページの方にも記されている内容で他にも書かれてありますし、重複する内容もあると思います。それで、この、一体化を確立していく上で、その阻害する要素では無いかということ、非常に思いまして、それは非常に重要な事だと考えましたので、改めてここに明記した方がいいのでは無いか、ということを考えて提案させていただきましたが、これは、委員の皆さんの協議の内容におまかせしたいと……

議長 そうですか。表現としては例えば負担公平原則のような。公平で、公正な負担となるように、激変緩和に配慮すると、とかそういう文言で、大体このような文言でという事でのご提案だと理解してよろしいですね。

小笠原 豊委員 はい。

議長 ただ今こういうことで留意事項に加えたいというご提案がございましたけれども、この件について皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんか。

「なし」の声

議長 それでは、なしということになりますね。よろしいですか。

それでは、文言については恐縮でありますけれども、当局にお任せいただいでよろしいでしょうか。大体この調整方針に書いてあるような趣旨の事をもうちょっとやんわりと、留意事項ということで表現をさせていただくということによろしいでしょうか。

それではそれだけさせていただきたいと思います。

他にございませんか。

ないようであれば、以上の変更を踏まえた上で、この新市建設計画の方針について原案の通り、所要の修正を加えた上で、承認することでご異議ございませんか。

「なし」の声

議長 それでは協議案第6号については所要の修正を加えた上で承認させて頂きたいと思います。それから協議案第7号であります。「合併協定項目調整方針案」についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。53ページをご覧いただきたいと存じます。

協議案第7号、合併協定項目の調整方針案でございます。

54ページをご覧いただきたいと存じます。

合併協定項目の調整方針案でございますが、これにつきましては任意合併協議会において、11月に専門部会、分科会を立ち上げるための合同会議の際に任意合併協議会の幹事会の承認をいただきながら、各専門部会、分科会に示してあるところでございますが、合併協議会において確認をいただきたいということで、提出させて頂いたものでございまして、基本的な方針を述べながら調整の原則としては、一体性の確保の原則、それから住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、それから行政改革推進の原則、それから適正規模準拠の原則、この6つの原則に沿って現在も進めさせていただいているところでございます。

それから次のページでございますが、次のページには実際に調整項目を、調整した項目について、合併協議会に提案申し上げる時期について掲げてございます。

例えばA群でございますが、A群は今回の合併協議会の中で提案させて頂いて、第2回の合併協議会において協議していただく、という形で順次このような計画を立ててございます。11群で54種類ございますが、大体このようなスケジュールでいかないと8月頃までに終了というのが難しいのではないかと考えて組んでいるものでございますが、来週にも専門部会、分科会の進行状況等関連がございますので、その進行状況を見ながら出すものについて調整させていただく場合もございますので、その辺についても、よろしくご了解をお願い申し上げたいと存じます。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 ただ今事務局からの説明がございました、第7号についてそれでは何かご意見、ご質問等ございましたらば、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

「なし」の声

議長 特にないようですので……

はい、どうぞ。

小笠原 豊委員 調整の原則の2番、住民福祉向上の原則、の中に「合併後も基本的にサービスを低下させない事を原則とする」と、原則とする、というふうに書かれてございますが、「向上」というのはもちろん上に向かって進む、と言いますか、目指したものに高まると言いますか、そういう意味であると考えますが、「低下させない」という言葉だけでは、どうもその、横ばい、そういうイメージがありまして、どうも消極的な感じがするので、より積極的に取り組むような、イメージの文言の方が良いのではないかというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

事務局 私どもも事務局の提案の資料につきましては、ご案内の通り、市町村財政かなり厳しい中で、現状のサービスを維持させていくかということが、今問われている段階でございますので、そういうものを頭の中に入れながら、作らせていただいた、とこういう事でございます。

議長 よろしいですか。

小笠原 豊委員 例えば、より充実した住民福祉政策を構築できるように、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については、速やかに見直しを行い、合併後も必要なサービスの水準を低下させることなく、住民福祉の向上が図れることを目標として調整するとか、例えばですけれども、そのような文言の方が……他にもっと別の表現があると思いますけれども。

議長 もう1回言ってみて。細かい点についてよく分からなかったので……

小笠原 豊委員 この言葉を、各種住民福祉施設についてはと始りがありますけれども、これをカットいたしまして、文章の途中からある、より充実した住民福祉政策を構築できるように整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については、速やかに見直しを行い……で、合併後も必要なサービスの水準を低下させることなく、住民福祉の向上が図れることを目標として調整する、と。まあ例ですよ。

議長 なんか、ただちょっと入れ替えただけの感じがするんですけどね。

小笠原 豊委員 低下させないことを原則とする、というふうに書いていると、そのタイトルの「福祉向上の原則」というのは必ずしもイコールでないようなイメージを受けるということです。

議長 事務局。

事務局 はい。確かに、いろいろなサービスがありますし、さっきの中で、例えば、負担ばかりでなくサービスの面でも大館市と田代町の部分で、異なっている部分がございます。負担の原則からいきますと、激変をしないようにこれに関して調整をすると、徐々に負担を上げていくという方法もあるわけですが、実際に、なんといいいますか、サービスも負担もいろいろでございますが、負担を低い方に合わせますと、例えば税金の問題でいきますと、大館の法人税を低い方に合わせると、実際の収入からいけば何億という減収になるわけですね。

議長 あのねえ。文言についての、今、話ですから。

まずひとつは議論を整理させていただくと「住民福祉向上の原則」と書いてあるんですけども、中身を見ると「向上」になってないんじゃないか、とか。これについていえば「住民福祉の原則」と書いてもよろしいわけですけどね、言い方はね。

問題は今小笠原委員が言った、文言の、言ってみれば訂正ですね。それに対して事務局は答えてくれるべきであって……

事務局 すみません、検討して……

議長 いえ、検討では間に合いません。この場で、答えて下さい。

だからね、その辺のところ、例えばね、まあ今、細かい文言は云々って言ってもね、なかなかまとまらないと思うから、例えば、少なくとも、表題と中身が一致させられるようにする事、それからまず委員が言いたかったのは、基本的にサービスを低下させない事を先に書かないで、結果としてサービスを低下させないで頑張っていくという表現になおらないか、とそういう趣旨だと私は理解してまして、よろしいですか。

じゃあ、そのような形に文言を会長の責任の元に整理させていただくということではいかがなものでしょうか。

「異議なし」の声

議長 はい。

荒川邦隆委員 もしそうであれば、事実とのギャップが出た場合にまた……

議長 いえ、私は小笠原委員が言っていることを、それを十分理解した上で、ただし、サービスを低下させないことを先に書かないで、結果としては何とかサービスを低下させないで頑張っていきたい、という理解だと、私は理解しております。

よろしいですね。そういう少し希望を持ってながら、しかし現実性のある表現に切り替えて行きたいということで。もしご異論無ければそのような形に訂正させていただきますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

議長 他にご意見、ご質問ございますかね。

ないようであれば、それではお諮りしたいと思います。以上の訂正を介した上で、合併協定項目、それから調整方針案について承認するという事で、ご異議ございませんか。

「はい」の声

議長 それでは、以上で協議項目は終了いたしましたけれども、ここで会長から皆様に提案がひとつございます。それは何かというと、この場所がですね、視聴覚ホールと言うことで、飲み物その他一切禁止ということになっておりまして、喉も渴いてきたと思いますので、ここで5分間だけトイレ及び飲み物休憩をとらせて頂きたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それではあの時計で、また10分から再開いたしますので、外の方に飲み物ご用意してございますので、どうかひとつ。

(休憩)

議長 委員の皆様全員ご着席のようなので、それではまた再開とさせていただきます。

先ほどは協議案件第7号までをご協議頂きました。それでは続きまして(3)であります、「報告の2」でございます。これにつきまして、それでは事務局の方から、報告第4号「大館市・田代町合併協議会会議傍聴規程」について、ご報告をお願いしたいと思います。

事務局 はい。それでは57ページをご覧いただきたいと存じます。

報告第4号、大館市・田代町合併協議会会議傍聴規程でございます。58ページに条文がございます。

これにつきましては先ほど会議の運営規程をご承認いただきましたので、それに基づく傍聴規程、ということでご報告させていただきます。

傍聴の手続き、それから傍聴人の制限、それから傍聴席に入ることができない者、それと傍聴人の守るべき事項、それから写真等の撮影及び録音等の禁止、それから係員の指示、違反に対する措置についてうたっておりますが、これにつきましては任意合併協議会から続いてきている事と同じ意味でつけてあるものでございます。

ただ、59ページの第6条でございますが、「傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし特に議長の許可を得た場合はこの限りではない」ということでございますので、マスコミの方々につきましては、任意合併協議会から撮影についてはそれはやっていただいておりますので、その点につきまして、引き続きお願いしたいと思っておりますので、その点につきましてひとつよろしくお願い申し上げたいと存じます。以上でございます。

議長 ただ今の報告につきまして、何かご質問等ございましたらば発言をお願いいたします。ございませんか。

「なし」の声

議長 特にないようですので、続きまして(4)「提案」であります。次回の協議事項を議題にしたいと思っております。協議案第8号から協議案第11号まで一括して事務局からの説明をお願いします。

事務局 はい。別の綴りになりますが、第1回合併協議会提案、3重の囲みで「第2回合併協議会協議事項」というものをご覧いただきたいと存じます。

1ページでございますが、1ページにつきましては、協議案第1号、合併の方式についてでございます。合併の方式について協議を求め、としてございます。合併の方式、中は空欄にしております。

それから2ページでございます。

協議案第9号、合併の期日についてでございます。合併の期日について協議を求め、というものでございます。

3ページでございます。3ページにつきましては協議案第10号、新市の名称について、でございます。新市の名称について協議を求め、でございます。

それから4ページでございます。4ページでは協議案第11号、新市の事務所の位置について、でございます。新市の事務所の位置について協議を求め、でございます。

それから、もう1つの資料でございますが、第1回合併協議会提案「参考資料」というものをご覧いただきたいと存じます。

協議をしていただくにあたっての参考資料を見ていただきたいと存じます。

1ページ目でございますが、1ページ目につきましては大館市・田代町合併協議会基本項目に係る任意合併協議会の確認事項でございます。第5回の任意合併協議会で確認されたものでございます。ただいまの4項目につきましては、合併の方式としましては、新設合併を基本とするが、自治体の規模等諸般の事情を勘案しつつ、法定合併協議会において協議するべきと考える。法定ってというのは、これは任意合併協議会について名称問題等で混乱しないように、という程度に入れたものでございます。

それから2番目につきまして合併の期日でございますが、合併特例法の特例措置期限内に合併することで、法定合併協議会において協議するべきと考える、としてございます。

それから3番目の新市の名称でございますが、選定の方法を含めて、法定合併協議会で協議する。ただし合併の方式が編入となった場合は、大館市を基本に法定合併協議会において協議すると考える。としてございます。

それから4番目は新市の事務所の位置でございます。これにつきましては事務所の位置は、現大館市役所とし、庁舎のあり方については、住民の利便性等を勘案の上、現田代町役場に支所、これは仮称でございますが、を置くことを前提に、法定合併協議会において協議するべきと考える、以上でござ

いまして、5 点目につきましては、財産の取り扱いにつきましては、後ほどまた提案したときにお願いしたいと存じます。

それから 2 ページ目につきましては、新設合併と編入合併の場合の比較について確認させて頂きました。合併法人格、合併市町村の名称、事務所の位置、それから市町村の長、それから特別職の職員、それから議会の議員、そして次のページには農業委員会の委員、それから条例・規則等これらにつきまして、取扱いに大きな差がありますので、確認させていただいてございます。

それから 4 ページでございますが、4 ページには合併形態、現在の場合の合併の方式の例を掲げてございます。右側の方には、それぞれの市町村の人口を記載しながら、掲げさせて頂きました。

それから 5 ページ、6 ページには先進地の事例として、新設合併と編入合併の例を掲げさせていただいてございます。

それから、7 ページでございますが、7 ページには合併期日の関係の参考資料を掲げさせて頂いてございます。合併の期日につきましては、現時点では特例法の期限であります、平成 17 年 3 月 31 日を目標にして図を組ませていただいておりますが、先ほど、当協議会の場合につきましてはスケジュールに、まあ、そういった通りでございます。ただ、下の方に 印がございますが、合併特例法の期限は、平成 17 年 3 月 31 日までであるが、今国会において、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併したものについては、現行の合併特例法の財政支援措置等を引き続き適用する旨の経過措置が設けられる見込みとなっております。

合併の申請をすれば、合併の期限は 1 年間伸びるという、特例法の改正が行われる予定でございます。現時点では現行の法律のままでお考えを頂き、決まって時点で改めてその部分をご協議頂くという方法もありますし、またそうなった場合にはこうするというふうな形で、ご協議頂くという方法もあるかと存じます。

それから 8 ページ、9 ページには先進地におけます合併までの期間について掲げさせて頂きました。

それから 10 ページでございますが、10 ページにつきましては、新市の名称について掲げさせて頂いてございます。これについては新設合併についてのものが主でございますが、11 ページをご覧いただければ、11 ページには、いずれかの名称を使う場合は、やはり編入合併が多ということで、新しい名称を採用する場合は新設合併の方が多いという形のものを掲げてございます。これらを参考にいただければと思っております。

それから事務所の位置につきましては 12 ページ以降に参考資料を掲げさせて頂いてございます。現況の大館市と田代町の位置については、面積等を掲げさせて頂いてございますし、13 ページには田代町役場、大館市役所の位置図、それから出張所の位置を載させて頂いてございます。それから 14 ページには合併時の庁舎の利用方式の例、本庁方式、分庁方式、総合支所方式という形の利用のメリット、デメリットを取り上げてるものを、掲げながら、記述させていただきました。

それから 15 ページ、最後のページには、事務所の位置に関する法令の抜粋でございますが、それについても載せ、事務所の位置を定めるということになってございます。

以上参考資料と共に、協議案、次回で協議して頂く協議案第 8 号から 11 号までについて、ご説明をさせて頂きました。よろしくお願いを申し上げます。

議長 ただ今説明がありました協議案の第 8 号から第 11 号までの合併協定基本項目につきまして、次回の会議で協議していただくことを並べてございましたけれども、今までの説明で何かご質問ご意見ございましたら、発言をお願いいたします。

議長 特にないようですので、その他の事項として、委員の皆様から何かご発言ございますか。はい。

中村弘美委員 大館の中村でございます。

その他の事項ですが、小委員会についてですが、実際の会議のスケジュールで、3月中にも開会の予定ありますので、この先の目途といいますか、会長が指揮していただくというのが、規約になっていますので、そういうところ説明して頂ければな、と思います。

事務局 はい。事務局の方からご説明申し上げたいと思います。

予算上は4つの小委員会を作る、という案をご承認頂きました。この中には我々が想定したものに付きましては、新市の建設計画、それから議員定数の問題についての小委員会が必要になるのかな、という形と、あと2つは予備で置かせていただいております。

実際には協議に入られまして、委員の数が、会長をいれて全部で15人ですので、果たしてそれ以下に分けて頂く必要があるのか、無いのかということも含めましてですね、それから協議の進行状況、こういうものも含めまして、協議会の中で必要か必要でないかをご判断いただければと考えておるわけですが。

議長 他にご発言ございませんか。

「特になし」の声

議長 特にないようですので、それでは事務局から何かあります。

事務局 特にございません。

議長 どうも大変お疲れ様でございました。それでは本日の案件は全て終了いたしました。第1回合併協議会も皆様のご協力で、無事終了することができました。心から御礼申し上げたいと思います。

次回からは、合併協定項目について、個々具体的にご協議いただくこととなります。大変にご苦労をお掛け致しますけれども、今後ともよろしくお願い申し上げまして、本日の協議を終了いたします。今日はどうも、大変ありがとうございました。

司会 大変どうもお疲れさまでございました。委員の皆様にはファイルを差し上げますので次回からお持ちいただければと思います。

午後3時29分 閉会

大館市・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員